

新潟薬科大学応用生命科学部生命産業ビジネス学科授業科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学則（以下「学則」という。）第43条及び新潟薬科大学授業科目の区分等に関する規程第4条の規定に基づき、応用生命科学部生命産業ビジネス学科の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共通専門科目と学科別専門科目)

(学年と学期)

第2条 第1学年の前期を第1学期、後期を第2学期、第2学年の前期を第3学期、後期を第4学期、第3学年の前期を第5学期、後期を第6学期、第4学年の前期を第7学期、後期を第8学期とする。

(授業科目の履修)

第3条 授業科目の区分、単位数、必修・選択の別及び履修学期は別表第1の通りとする。

2 履修できる授業科目は、別表第1の各授業科目の配当学年が在籍学年を超えないことを原則とする。

3 必修科目の履修には履修申請を必要としない。ただし、次学年に進級できなかった者については別に定める。

4 必修科目を再履修するときは所定の期日までに履修申請を提出しなければならない。

5 選択科目を履修するときは所定の期日までに履修申請を提出しなければならない。

6 前2項に定める手続きを経ないで出席しても履修は無効である。

7 選択科目の履修申請について、その科目の選択履修学生数が所定の人員を超えたときには、履修を許可しない場合がある。

8 受け付けられた履修申請は原則として変更を認めない。

9 過年度修得済み科目の再履修は認めない。

10 履修した科目の授業には毎時出席しなければならない。ただし、忌引及び届出により大学が適当と認めた場合は、欠席に算入しない。

11 忌引は父母の喪（7日以内）、祖父母・兄弟姉妹の喪（5日以内）、その他の親族（1日）、その他届出により大学が適当と認めた場合とする。いずれも欠席届にその旨を記載し、アドバイザー承認の上届け出なければならない。

12 同じ曜日・時限に開講される複数科目を重複して履修してはいけない。ただし、不合格科目の再履修において第7条第2項に定める取扱いを受けたときを除く。

(履修科目の登録の上限)

第3条の2 各年度の履修登録単位数の上限は49単位とする。

(試験の種類等)

第4条 単位の認定のために行う試験は定期試験、追試験、再試験及びその他の試験とする。

2 定期試験は各学期末に実施する。各科目について授業時間の3分の2以上出席している者に受験資格を与える。ただし、定められた期限までに所定の学費を納入していない者には受験資格を与えない。

3 追試験は以下のいずれかの事由に該当し、所定の期日までにその事由を証明する書類を添えて申請があった場合に実施する。追試験の最高評価点は90点とする。

(1) 学校保健安全法施行規則が定める感染症に罹患し登校禁止となった場合。

(2) 公共交通機関の乱れにより、登校できなかった場合。

(3) 天災の発生により、登校できなかった場合。

(4) 忌引きにより、登校できなかった場合。なお、忌引きは父母の喪（7日以内）、祖父母・兄弟姉妹の喪（5日以内）とする。

(5) その他大学が適当と認めた場合。

4 再試験は、科目担当教員が必要と認めたときに、定期試験不合格者のうちで所定の期日までに受験を申請した者に対して実施する。再試験の最高評価点は60点とする。

5 その他の試験は科目担当教員が必要と認めたときに実施する。

6 前2項に定める追試験及び再試験の受験を申請する者は、定められた期限までにそれぞれ1科目につき追試験は1,000円、再試験は2,000円の試験手数料を納付しなければならない。

(受験上の順守事項)

第5条 前条に定める試験の受験に際しては、別に定める「新潟薬科大学応用生命科学部受験心得」に掲げる事項を順守しなければならない。

(成績評価と単位の認定)

第6条 成績評価及び評価基準は次のとおりとする。